

宮城県の男女共同参画

① 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（宮城県男女共同参画推進条例第2条）

性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行に縛られることなく、男女が個人として尊重され、対等な構成員として、共に自立し、家庭・職場・地域等あらゆる分野において共に責任を分かち合う社会を県、県民及び事業者が一体となって築く必要があります。

② 宮城県男女共同参画推進条例

宮城県男女共同参画推進条例は、平成13年8月1日に施行されました。

条例では、男女共同参画を推進するに当たって基本となる理念を次のように定め、県、県民、事業者、それぞれの責務を明らかにしています。

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣習等についての見直し
- 男女の家庭生活における活動と社会生活における活動との両立
- 男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶
- 国際的な視野での推進



県・県民・事業者の責務

●県の責務

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する。
- ・市町村、県民、事業者と連携及び協働して取り組む。
- ・市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、助言、情報提供を行う。
- ・施策推進のための体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずる。

●県民の責務

- ・家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

●事業者の責務

- ・男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備する。
- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

基本的施策・推進体制等

●基本計画の策定、年次報告、相談及び苦情処理等

宮城県男女共同参画基本計画(第2次)

計画策定の趣旨

宮城県では、平成13年8月に施行された宮城県男女共同参画推進条例に基づき、平成15年3月に「宮城県男女共同参画基本計画」を策定し、平成22年度を目標年次として男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。

男女共同参画社会の実現に向けては、なお解決すべき課題が数多くあることから、「宮城県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、引き続き男女共同参画社会の実現の取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の期間

平成23年度から平成28年度までの6年間です。

計画への取組及び推進

宮城県の現状及び課題を明らかにし、基本目標を定め、数値目標を掲げて男女共同参画の推進に関する施策の推進に取り組みます。また、市町村、県民、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域等での自主的な活動と積極的な参加を働きかけます。

計画の構成

男女共同参画の推進に関する施策を社会全体、家庭、学校教育、職場、農林水産業・商工自営業、地域の6つの分野に分け、分野ごとに現状と課題を分析し、基本目標を掲げ、施策の方向及び項目を示しています。

基本目標

I

社会全体における男女共同参画の実現 ～男女共同参画社会へのシステム・チェンジ～

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 | ① 県の審議会等委員及び管理職への女性登用の推進 |
| | ② 市町村の審議会等委員及び管理職への女性登用の拡大の働きかけ |
| | ③ 女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供 |
| 2 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実 | ④ 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施 |
| | ⑤ 市町村、団体等の男女共同参画関連事業の開催の支援 |
| 3 男性及び若い世代に向けた普及啓発 | ⑥ 男性及び若い世代を対象とした広報・啓発事業の実施 |
| | ⑦ 男性に対する育児・介護等に関する情報及び学習機会の提供 |
| 4 女性に対する暴力の根絶 | ⑧ 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発 |
| | ⑨ 関係機関による取組及び関係機関の連携の強化 |
| | ⑩ 性犯罪等被害者の支援及び情報提供 |
| 5 調査・研究及び情報の収集・提供の充実 | ⑪ 県民の意識及び実態の調査並びに関係情報の収集 |
| | ⑫ 各種メディアを活用した情報及び事例の提供 |

基本目標

II

家庭における男女共同参画の実現 ～幸せの原点を共に築く～

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1 共に築く家庭生活への支援 | ⑬ 互いに支え合う家庭生活に関する意識の啓発 |
| | ⑭ 男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供 |
| 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実 | ⑮ 地域の子育て支援サービスの充実及び子育て支援を進める県民運動の展開 |
| | ⑯ 介護を地域で支える制度及び体制の整備 |
| | ⑰ 育児及び介護に関する情報提供及び相談・支援体制の整備 |
| 3 配偶者間暴力(DV)の根絶 | ⑱ 被害者の相談・保護体制の充実 |
| | ⑲ 被害者の自立に向けた支援及び情報提供 |

- 4 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援
 - 20 生涯を通じた健康の保持及び増進の支援
 - 21 妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進
 - 22 「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着

基本目標

III

学校教育における男女共同参画の実現
～共生及び自立の心を育む～

- 1 男女共同参画に関する理解の促進
 - 23 人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営
 - 24 人とのかわりを重視した学習及び相談体制の充実
 - 25 教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進
- 2 キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発
 - 26 小学校、中学校及び高等学校を通じた「志教育」の推進
 - 27 児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実
- 3 健康のための教育の推進
 - 28 健康及び性に関する教育の充実

基本目標

IV

職場における男女共同参画の実現
～女性の活躍は企業の誇り～

- 1 職場における均等な機会及び待遇の確保並びに女性の参画の促進
 - 29 関係法令の周知徹底及びセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
 - 30 労働相談・情報提供体制の充実
 - 31 女性の参画を促進する取組(ポジティブ・アクション)の普及啓発及び情報提供
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
 - 32 育児・介護休業制度の普及拡充及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進
 - 33 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発
 - 34 仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及の促進
- 3 職業能力開発の支援
 - 35 職業能力の開発の機会及び情報の提供
 - 36 再就職を希望する女性及び多様な勤務・就業形態の女性労働者の支援
 - 37 「ひとり親家庭」において子育てをする者の就業及び自立の支援

基本目標

V

農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現
～共に働き、輝きある暮らし～

- 1 経営への女性の参画促進
 - 38 女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援
 - 39 家族経営協定の普及・促進及び労働条件に関する意識啓発
- 2 起業支援
 - 40 起業に関する情報提供・相談及び支援
 - 41 女性起業家相互間、経営者相互間及び女性起業家と経営者との交流・連携の促進

基本目標

VI

地域における男女共同参画の実現
～安心して住み続けることができる社会へ～

- 1 市町村における男女共同参画の推進の支援
 - 42 男女共同参画の推進状況等の情報提供及び市町村の条例・計画策定の支援
 - 43 男女共同参画に関する事業の開催の支援
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
 - 44 ボランティア及び地域活動への参画促進のための環境整備
 - 45 NPO等各種地域団体との連携及びその活動の支援
- 3 高齢者、障害者、単身者等の自立支援
 - 46 社会全体のバリアフリー化の推進
 - 47 就労の支援
 - 48 仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等活動の支援
- 4 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
 - 49 男女共同参画の国際的動向及び取組に関する情報の収集・提供
 - 50 「多文化共生」に関する理解の促進及び外国人県民等の社会活動の参加の促進

男女共同参画の指標

県行政の指標として達成を目指すこととしているもののみならず、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組のなかで、市町村、県民及び事業者との連携の結果として達成が期待され、又は予測される数値をまとめたものです。このほかに、現況を把握し、広く男女共同参画の推進状況の参考とする項目を設けています。

項 目	現 況 値 (平成21年度又は平成22年4月1日現在)	目 標・予 測 指 標 (平成28年度)
県の審議会等委員における女性の割合	33.9%	40%
市町村の審議会等委員における女性の割合	23.3%	30%
男女共同参画に関わる講座・イベントの開催市町村の割合	62.9%	100%
一時預かり事業（※1）	63か所	90か所
	—	91,077日
夜間帯の保育サービス（延長保育事業）（※1）	134か所	172か所
	5,053人	5,859人
休日保育事業（※1）	2か所	11か所
	16人	388人
地域子育て支援センター事業（※1） 地域子育て支援拠点事業（ひろば型・センター型・児童館型）	68か所	80か所
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（※1）	222か所	237か所
	8,049人	9,354人
ファミリーサポートセンター事業（※1）	11か所	18か所
育児休業取得率（※2）	男性 4.1% 女性 75.8%	男性 10% 女性 90%
農協正組合員に占める女性の割合	23.0%	25%
農協役員に占める女性の数	8人（農協単位0.6人）	農協単位に理事2人以上
漁協正組合員に占める女性の割合	0.06%（平成21年3月末現在）	5%
漁協支所運営委員に占める女性の数	0人（平成21年3月末現在）	5人以上
女性農業者起業数（年間販売金額500万円以上）（※3）	81件	100件
家族経営協定締結数（※3）	564経営体	600経営体
男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合	51.4%	70%

- （※1）は、「新みやぎ子どもの幸福計画（後期計画）」に定める現況値・目標事業量で、仙台市の数値を含まない。
（※2）は、調査前年度中に本人（男性の場合は配偶者）が産出し、調査時点までに育児休業を開始した者の割合。
（※3）は、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める基準値及び中間年（平成27年）目標指標。

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL.022-211-2568 FAX.022-211-2392

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/danjyo-top.html>

平成25年 3月